

■福岡県耐震改修促進計画(H27 改定)の概要

1. 耐震化を取り巻く社会動向

(1) 建築物の耐震に関する施策の変遷

- ・S53.6 宮城県沖地震 →S56.6 新耐震基準が施行(建築基準法)
- ・H7.1 阪神・淡路大震災 →H7.12 耐震改修促進法施行
- ・H17.3 福岡西方沖地震など大地震頻発
→H18.1 改正耐震改修促進法施行
- ・H19.3 福岡県耐震改修促進計画策定
- ・H23.3 東日本大震災 →H25.11 改正耐震改修促進法施行

(2) 耐震改修促進法改正の概要 (H25. 11. 25 施行)

1) 背景

- 耐震化率(全国 H20)住宅約 79%、特定建築物約 80%。
H20 までに達成すべき数値よりも約 2%マイナス
- 南海トラフの巨大地震や首都直下地震が最大クラス規模で発生した場合、東日本大震災を超える甚大な被害が想定
- 法改正や支援措置の拡充による住宅・建築物の耐震化促進が喫緊の課題

2) 耐震改修促進法改正の概要

- ①建築物の耐震化の促進のための規制強化
 - 耐震診断の義務化、診断結果の公表
 - ・大規模特定建築物 ・避難路、防災拠点建築物の指定
- ②建築物の耐震化の円滑な促進のための措置
 - 耐震性にかかる表示制度の創設など

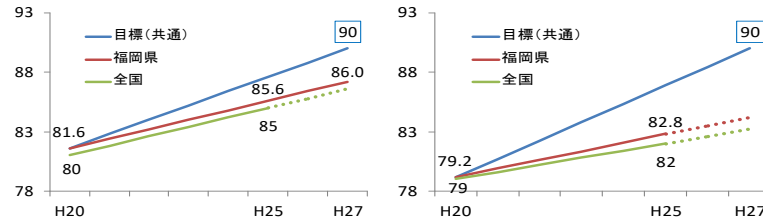
2. 福岡県における耐震化の課題

(1) 想定される地震の概要

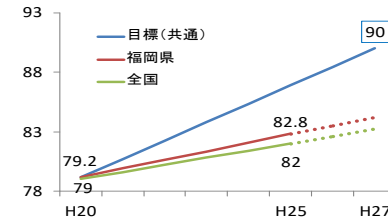
- 県内の想定震源断層のうち、最大震度は水縄断層の想定で、一部の地域に震度 7 を予測
- 建物被害は水縄断層の想定で最も大きい被害が想定されており、全壊、半壊合わせて約 37,000 棟と予測

(2) 耐震化の状況

○特定建築物の耐震化率



○住宅の耐震化率



3. 計画改定について

建築物の耐震化をさらに促進するために、耐震改修促進法の改正を踏まえ、計画改定を行う。

(1) 耐震化の目標(計画期間 H28～R7 年度)

目標設定の基本的な考え方

○国の目標が国土強靱化計画アクションプラン(H32：95%)耐震改修促進法に基づく基本的方針 (H32：95%、住宅のみ H37：概ね解消)で示されており、本県においては、耐震化の現状、施策による効果及び国の目標を考慮し、耐震化率の目標を設定する。

耐震化の目標

		H27 計画改定時		R5 目標見直し時	
		R2 目標		R7 目標	
目 標	特定建築物	86.0% (R27. 4. 1 時点)	95%		概ね解消
	住宅	82.8% (R25. 10. 1 時点)			
			※R7 時点の目標値は どちらも概ね解消		

(3) 福岡県の耐震化の課題

◇防災上重要な建築物の耐震化

- 特定建築物の耐震化率が目標値を下回っており、民間特定建築物のさらなる耐震化促進が必要。特に耐震診断が義務化された大規模特定建築物の耐震化促進が必要(法改正への対応)
- 災害時の防災拠点機能や民間建築物に対する先導的役割が求められる公共建築物の耐震化促進が必要。特に、市町村施設の耐震化が進んでいないため耐震化促進が必要(法改正への対応)
- 倒壊により多数の者の円滑な避難を困難とする恐れがある建築物の耐震化が必要(法改正への対応)
- 住宅の耐震化率が目標値を下回っており、特に木造住宅の耐震化が必要

◇意識啓発・知識の普及

- 耐震化による地震発生リスク回避が建築物所有者自らの問題であることの意識啓発が必要
- 福岡県でも西方沖地震など大きな地震が起こる可能性があることの再認識が必要
- 地震の恐ろしさ、地震発生によるリスクを認識し、防災意識を保持するための取組みが必要
- 気軽に相談でき正しく有益な情報を得ることができる相談体制の充実が必要

◇耐震化に向けた環境整備

- 県民の生命・財産を守るために建築物の耐震化に対する法に基づく適切な指導・助言等が必要
- 補助制度、仮住まいの確保など耐震化を進める上で所有者の負担軽減に関する情報提供が必要

◇建築物全般の安全対策

- 構造体の耐震化と併せ、天井落下対策など非構造部材を含む建築物全般の安全対策が必要
- 家具等の転倒防止等、屋内空間における安全性確保に対する知識の普及が必要
- 土砂崩れや建築物の敷地の崩壊、液状化など地盤の安全性確保に対する対策が必要

(2) 法改正への対応

- 1) 耐震診断が義務化された民間大規模特定建築物への支援
- 2) 避難路の指定による沿道建築物の耐震診断を努力義務化
- 3) 防災拠点建築物を指定し耐震診断を義務化

(3) 取り組み内容

耐震改修促進計画

目標達成の基本方針

- ◆住宅・建築物の所有者自らが耐震化に努めることを基本とする
- ◆県及び市町村は耐震化促進のための環境整備と適切な指導を行う

1. 公共建築物の耐震化
2. 民間特定建築物の耐震化
3. 住宅の耐震化
4. 耐震改修促進に向けた効果的な普及啓発
5. 耐震改修促進に向けた指導等
6. 耐震改修促進に資するその他の施策
7. 市町村の取り組みの促進

反映

継続・充実

耐震化を進める上での施策

1. 公共建築物の耐震化

- 重点的かつ計画的な耐震化の促進
- 県有建築物の耐震化の促進

- 公共建築物の耐震化の考え方
- 公共建築物の優先度分類による効果的な耐震化の促進
- 防災拠点建築物の指定による計画的な耐震化の促進
- 補助制度等の活用による計画的な耐震化の推進
- 県有建築物の耐震化の考え方
- 県有建築物の耐震対策
- 耐震対策の推進

2. 民間特定建築物の耐震化

- 適切な指導等による耐震化の促進
- 建築物の定期報告制度の活用による耐震化の促進
- 通行障害建築物の耐震化の促進

- 適切な指導等の実施
- 大規模な民間特定建築物への補助等の実施
- 建築物所有者へのメリット提示

3. 住宅の耐震化

- 耐震診断、耐震改修等への支援
- リフォーム時における耐震化の誘導
- 市町村及び関係機関との相談ネットワークの充実・強化

- 耐震診断アドバイザーによる耐震診断の実施
- 国・関係機関と連携した建築物所有者への支援
- 建替えと耐震改修両面での耐震化の推進
- リフォームと一体となった耐震改修工事の促進
- リフォーム業界と連携した耐震化の誘導
- 安心してリフォームが行える環境整備

4. 耐震改修促進に向けた効果的な普及啓発

- 防災意識の向上
- 耐震改修促進に関する情報の提供
- 研修等の実施による耐震改修に資する人材確保

- 防災教育の充実
- 地域ぐるみの防災活動の促進
- 手軽に出来る耐震対策
- 防災情報の提供
- 多様な媒体による正しく有益な情報の提供
- 継続的な情報提供活動の実施
- 耐震診断アドバイザー等の育成
- 地域に根ざした専門的技術者の養成
- 関係機関・団体の連携による安心して依頼できる事業者紹介制度

5. 耐震改修促進に向けた指導等

- 法に基づく適切な指導・助言等の実施
- 各行政庁でのネットワークづくりの推進

- 指導等の対象建築物
- 指導方法の考え方
- 所管行政庁との連携
- 定期的に耐震化を促進する活動の実施
- 耐震改修計画の認定
- 耐震評価委員会による評価

6. 耐震改修促進に資するその他の施策

- 建築物の総合的な安全対策の実施
- 横断的な取り組みによる総合的な防災対策

- 特定行政庁等との協力
- ブロック塀倒壊防止等建築全般の安全性の向上
- 窓ガラス等の破損・落下防止
- 天井等の非構造部材の安全性の向上
- エレベーター閉じ込め防止等建築設備全般の安全性向上
- 特定優良賃貸住宅等の空家の活用
- 地方住宅供給公社及び都市再生機構による耐震診断・耐震改修の実施
- 台風被害等への複合的な対策による耐震化
- 関係部局との連携による自然災害に配慮した防災対策
- 広域的な観点による地震防災対策
- 密集市街地等における都市防災対策
- 地震による地盤の液状化災害予防対策

7. 市町村の取り組みの促進

- 市町村耐震改修促進改定の促進
- 市町村耐震改修促進計画改定ガイドラインの作成

- ガイドラインの作成
- 地震ハザードマップの作成・公表等について